

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書
【根拠条文】 法第27条の25第3項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士 熊谷 真和
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】 該当事項なし
【提出日】 2026年1月9日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 該当事項なし
【提出形態】 該当事項なし
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社広済堂ホールディングス
証券コード	7868
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）/1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ピーエー・エース・フォー（エイチケー）リミテッド
住所又は本店所在地	香港、セントラル、8コノート・プレイス、スリー・エクスチェンジ・スクエア、26階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田 松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 熊谷 真和 弁護士 田村 哲也 弁護士 朝倉 利哉
電話番号	03-5220-1869

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年12月30日
訂正箇所	根拠条文 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況を短期大量譲渡に該当する場合として譲渡の相手方を記載

（訂正前）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

（訂正後）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項及び第2項

（訂正前）

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）/1】

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年12月30日	普通株式	13,439,240	9.31	市場外	処分	466円

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2025年12月30日	普通株式	13,439,240	9.31	市場外	処分	株式会社広済堂ホールディングス	466円